

令和6年3月1日

請願・陳情文書表

厚生常任委員会

福祉子どもみらい局関係請願

請願番号	15	受理年月日	6. 2. 22
件名	アダルトビデオ被害防止のために国に対する意見書提出を求める請願		
請願者	紹介議員		
川崎市川崎区砂金1丁目10-2 ソアオ砂子ビル7階 川崎合同法律事務所内 性差別・性被害をなくす神奈川の会 共同代表 川口彩子 外1人	井坂新哉 大山奈々子		
<p>1 請願の趣旨</p> <p>AVにより生じている人権侵害に歯止めをかけるため、以下の項目に沿った包括的ポルノ被害防止法の制定を求める意見書を国に提出すること。</p> <p>① 制作段階においては</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実際の性交を禁止すること</li> <li>・生命・身体に重大な危険を及ぼす行為（現実に行われた場合、生命を危険にさらすあるいは重大な障害を及ぼすような行為）を禁止すること</li> <li>・心身の安全・健康に悪影響を及ぼす行為を禁止すること</li> </ul> <p>② 流通段階においては</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出演者の権利侵害を伴うAVについては、販売差し止め、ネットからの削除義務を課すこと</li> </ul> <p>③ 消費段階においては</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・AV視聴及び模倣行為の強要に対しては、強要罪、強姦性交・強姦わいせつ罪に当たることを明記すること</li> <li>・特定のAV視聴後に、AV内で行われていた社会的に許容しがたい特殊な性行為や虐待行為を強要された場合、AVメーカーの「製造物責任」を問える内容とすること</li> </ul> <p>2 請願の理由</p> <p>アダルトビデオ（以下AV）の制作は、それ自体は児童ポルノを例外として合法とされている。しかしながら、今日ではほぼすべての制作において実際に性交が行われており、その実態は性の売買春であり、性の搾取が行われている。</p> <p>AVに伴う被害は、深刻な状況にある。</p> <p>制作段階においては、出演者に対し脅かしや騙しにより、AVへの出演や演技を強制される被害、また過激さを求めるあまり危険な行為を強いられる被害が生じている。その後もその「作品」が存在することにより、被害者が受け続ける恐怖心も看過できない。</p> <p>消費段階においては、AVが頒布されることにより、職場・家庭・その他の場においてAVの視聴や模倣行為を強要される被害が生じている。</p> <p>さらには、AVが流通し社会に蔓延することにより、女性の地位が低下し、女性差別が強化されるといった影響や、女性の性的商品化という社会的影響が生じている。</p> <p>ちなみに、神奈川県内の不同意わいせつの発生状況は、神奈川県警発表で2021年305件、2022年338件、2023年377件と増加を続けている。</p> <p>そもそも性売買は、売春防止法で禁止されている。</p> <p>AV撮影時、出演女性は「対償」を得て、メーカーがあてがう「不特定の相手方」と性交しなければならず、売春防止法が禁止する「売春」に該当し得る。</p> <p>AVメーカーやプロダクションは、「演技」とすることにより売春防止法違反を回避しようとしているが、実態からいえば法違反を免れない。</p> <p>一方、2022年に「AV出演被害防止・救済法」において契約の厳格化が図られたが、問題解決には至っていない。2024年6月の法の見直しにむけ、女性の人権侵害に歯止めをかけていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			

請願番号	16	受理年月日	6. 2. 22
件名	女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出を求める請願		
請願者	紹介議員		
川崎市多摩区登戸3398番地の1 大樹生命登戸ビル 川崎北合同法律事務所内 女性差別撤廃条約実現アクション神奈川 代表 湯山 薫	井坂 新哉  大山 奈々子		
<p>1 請願の要旨</p> <p>神奈川県議会において、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書を採択し、国会および政府に提出すること。</p> <p>2 請願の理由</p> <p>女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、1999年に国連で採択された付属の条約です。今年、女性差別撤廃条約選択議定書が採択されてから25年目に当たります。</p> <p>私たち「女性差別撤廃条約実現アクション神奈川」は県内の女性たちが参加して発足したネットワークです。女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を実現するために活動しています。</p> <p>現在、女性差別撤廃条約の締約国189か国中、115か国が選択議定書を批准していますが、日本は批准していません。選択議定書は、個人通報制度と調査制度の二つの手続きを定めています。個人通報制度は、女性差別撤廃条約で保障されている権利が侵害され、救済を求める国内手続きが尽くされた後も権利回復がなされていない場合、女性差別撤廃委員会に通報し、救済を求めることができる手続きです。</p> <p>調査制度は、女性差別撤廃委員会が、女性差別撤廃条約に定める権利の、重大または組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合に、当該国の協力の下で調査し、国に調査結果を意見・勧告とともに送付する制度です。</p> <p>日本における男女平等の実現は、いまだ途上にあります。各国の男女平等度を示す2023年のジェンダー・ギャップ指数の日本の総合順位は、146か国中125位です。日本は、第5次男女共同参画基本計画で「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」と規定しています。SDGsの17の目標の第5は「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」となっています。</p> <p>日本においては国連総会で設立を促す決議がされている国内（人権）機関が存在せず、大学医学部入試の女性受験生への差別や、政治の分野での女性の参加、男女間の賃金格差など日本における男女差別の是正に向けて、さらに改革のスピードを進めることが期待されています。女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、この現状を変え、女性の権利を国際基準にする重要な第一歩です。</p> <p>現在、全国では212自治体で意見書の採択がされています（県内では中井町と座間市、横須賀市、別途川崎市で採択）。</p> <p>神奈川県議会におかれましては、国会および政府に早期批准を求める意見書を採択されますよう切にお願いします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			

# 福祉子どもみらい局関係陳情

陳情番号	6	付議年月日	5 . 6 . 1 9
件名	ともしびショップ県庁店の復活を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	藤沢市大庭5066-1 湘南小糸6-106 村田方 障害児者の生活と権利を守る神奈川県連絡協議会 代表 今津一男 外2人		
<p>陳情の趣旨</p> <p>「ともしびショップ」は、障害者が働くことを実感し、仲間や地域の方々とのふれあいを通して、その自立と社会参加を実現していくために、神奈川県社会福祉協議会が認定している喫茶店や売店です。「ともに生きる福祉社会づくり」を目指す「ともしび運動」の輪を地域に広げていくための一つの形として、平成元年（1989年）に第1号店の県庁店がオープンして以来、県内各地の公共の建物や公園など、さまざまな場所に開設されています。</p> <p>しかし、本年3月、採算が取れないとのことで県庁店が閉店となりました。「ともしびショップ」は、特別支援学校の生徒にとって就労経験を広げる貴重な実習先ともなってきました。特に喫茶業務は人気の職種であり、今回の閉店は、多様な就労経験の機会を確保する上でも、ともに生きる共生社会を目指す上でも、大きな損失となります。</p> <p>この4月には、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」が施行されました。今後、条例に基づいて「基本計画」が策定されるとのことですが、条例が「施策の推進にあたっては、障がい当事者とご家族の多様なニーズに対応できる受け入れ体制の更なる整備・拡充、担い手となる人材の育成・確保と処遇改善、実効性を担保するための財政支援と推進体制の機能強化に努めるとともに、諸情勢の変化に応じ、柔軟かつ果敢に見直しを行うこと」との意見を付して全会一致で可決されたことを踏まえ、今回の閉店を一事業者の問題とせず、県として課題認識を持って取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>現在、県庁店跡地を障害福祉で活用するよう検討中とのことですが、以上を踏まえ、次のように陳情いたします。</p> <p>陳情事項</p> <p>ともしびショップ県庁店を、従来の喫茶店形式で復活させてください。</p>			

陳情番号	16	付議年月日	5. 11. 16
件名	介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館3階 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古岡孝広		
<p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>県民（市民）のいのちと健康をまもるために日夜を問わずご奮闘いただいていることに敬意を表します。介護保険制度は施行23年が経過しました。しかし、必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と、低い介護報酬のもとでの経営難が続いており、コロナ禍と物価高騰はこうした事態をいっそう加速させています。</p> <p>政府が当初提案したケアプランの有料化、要介護1、2のサービスの保険給付はずし（総合事業への移行）などの抜本改悪案は、反対世論の広がりの中で先送りさせることができました。しかし政府は、利用料2割負担の対象拡大、一定の所得以上の高齢者への保険料引き上げについて引き続き検討し、2023年末までに結論を出すとしています。利用者・事業者双方に新たな負担を押しつけるものであり、断じて認めることはできません。</p> <p>介護従事者の処遇改善は待ったなしの課題です。昨年からの新たな処遇改善が開始されていますが、全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準です。</p> <p>制度の改悪をやめ、憲法25条に基づいた「介護の社会化」の実現に向けて、行き届いた介護を実現するためには、社会保障費を大幅に増やし、介護保険制度の抜本改善、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることが何よりも必要です。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。</p> <p><b>【陳情項目】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費の負担軽減、サービスの拡充など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。</li> <li>2 利用料2割負担の対象者の拡大、要介護1、2の保険給付はずし（総合事業への移行）など、介護保険の利用に新たな困難をもたらす見直しを実施しないこと。</li> <li>3 介護報酬を大幅に引き上げること。その際はサービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じること。</li> <li>4 全額公費により、すべての介護従事者の給与を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、1人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと。</li> </ol> <p style="text-align: right;">以上</p>			

陳情番号	31	付議年月日	6. 2. 14
件名	「手話言語による国歌」策定を求める意見書提出について陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	藤沢市藤沢933-2 神奈川県聴覚障害者福祉センター内 一般社団法人神奈川県聴覚障害者連盟 理事長 河原 雅 浩		
<p>1. 陳情の要旨</p> <p>我が国において「手話言語による国歌」が策定されていないことは、聞こえない人が国民として国歌に触れる機会を奪うことに等しいと言わざるを得ません。</p> <p>日本で初めて開催されるデフリンピック東京大会開催を来年に控えている中、聞こえない人を含むすべての国民が一体となって国歌を斉唱することができるようにするためには、「手話言語による国歌」が必要不可欠です。</p> <p>神奈川県議会におかれては、「手話言語による国歌」策定を求める意見書を国及び政府に提出するよう陳情いたします。</p> <p>2. 陳情の理由</p> <p>我が国の「国歌」は「国旗及び国歌に関する法律」において定められており、国家的行事やオリンピック等国際スポーツ大会などにおいて音声による国歌斉唱はごく自然に行われており、国民が国歌に触れる機会は多くあります。</p> <p>その一方で、上記のような場面において、国歌を手話言語で斉唱することはほとんど行われておらず、また、手話言語で国歌をどのように表現するかということについては定められていません。</p> <p>そのため、ろう学校やろう者等の当事者団体やスポーツ大会主催団体等が、当該行事においてそれぞれ必要に応じて手話言語で国歌斉唱を行っていますが、その際の手話表現は、当該表現を考えた人の解釈に委ねられており、手話表現もそれぞれ異なるため、同じ国歌でありながら手話表現は統一されていないのが現状です。</p> <p>聞こえない人のスポーツの国際総合競技大会の最高峰である「デフリンピック」では、以前から諸外国の選手は、表彰台で自国の手話言語による国歌の斉唱を行っていました。その中で、2017年にトルコ・サムスンで開催された第23回夏季デフリンピックにおいて、女子バレーボール競技で日本が優勝した際、日本代表選手が、独自の表現ではありますが、初めて国歌の斉唱を手話言語で行いました。このことが国内で大きな反響を呼び、「手話言語による国歌」策定の気運が高まってきました。</p> <p>これまで我が国で考えられてきた「国歌の手話表現」の多くは、日本語の歌詞に沿って検討されている例が多く、聞こえない人が国歌に親しみ、国歌を斉唱できるようにするためには、日本語の歌詞の手話表現を検討し、統一された「手話言語による国歌」の策定が必要であると考えます。</p> <p>「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、その理念の普及に努めている神奈川県議会が率先して国に働き掛けていくことをお願いします。</p>			

陳情番号	35	付議年月日	6. 2. 22
件名	学校法人神奈川朝鮮学園に対する県の補助金再開を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	横浜市中区桜木町3丁目9-1 新日本婦人の会神奈川県本部 会長 田中由美子		
<p>1. 陳情の趣旨</p> <p>県内4校ある学校法人神奈川朝鮮学園に対して、2016年から停止している県の補助金をすみやかに再開してください。</p> <p>2. 陳情の理由</p> <p>神奈川県は、2014年度以降、外国人学校に通う子どもたちの保護者に対して直接学費を補助する制度を導入しています。しかし、2016年以降、学校法人神奈川朝鮮学園に通う子どもたちの保護者に対しては、学校法人神奈川朝鮮学園が使用している現代朝鮮史の教科書について、拉致問題を盛り込んだ改訂がなされていないことを理由として、学費補助金の支給を停止しています。</p> <p>補助金問題は、朝鮮学園に通う子どもたちの人権問題であり、子どもたちが学ぶ権利の問題です。外交上の問題や教育内容に踏み込んで子どもの学ぶ権利を侵害していることについて、憲法、国際人権条約において保障されている平等原則に違反していると、国連子ども権利委員会や国連人種差別撤廃委員会や神奈川県弁護士会などは、日本政府や行政当局に対して是正勧告や警告を出していると聞いています。</p> <p>朝鮮学園に通う子どもたちは、日本で生まれ育ち、神奈川県という地域の中で暮らす市民の一人です。「ともに生きる社会かながわ憲章」の精神からも、その権利が侵害されることはあってはならないことだと考えます。2024年度予算は、「子ども施策に注力」しているとのこと。その観点からも、神奈川に住む子どもたちの学ぶ権利を朝鮮学園に通う子どもたちにも保障するために、補助金を再開してください。</p>			

# 健康醫療局關係陳情

陳情番号	10	付議年月日	5 . 9 . 7
件名	現行の（紙の）健康保険証の存続を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 TSプラザビルディング2階 神奈川県保険医協会 理事長 田 辺 由紀夫		
<p><b>【陳情項目】</b></p> <p>2024年秋に現行の（紙の）健康保険証を廃止する政府決定を見直し、健康保険証の存続を求める旨の意見書を国に提出すること。</p> <p><b>【陳情の理由、経緯など】</b></p> <p>6月2日、番号法等改定法案が成立し、同月9日に公布されました。これにより、2024年秋に現行の（紙の）健康保険証は廃止され、マイナンバーカードへの一本化（マイナ保険証）が基本となります。しかしマイナンバーカードを巡り、この間の相次ぐ問題により、制度やシステムに対する国民不信は広がりを見せています。報道各社の世論調査では、マイナンバーの活用拡大への不安が7割超、保険証廃止への反対が5～6割という結果を示しています。</p> <p>特に医療分野への影響は深刻です。当会のマイナ保険証などオンライン資格確認システムに関する会員調査（1回目）では、トラブルを経験したとの回答が7割にも上りました。そのうち、本来は有効にもかかわらず登録データの不備等が理由で保険資格が「無効」とされたケースが約6割あり、「無効」を理由に一旦10割負担を求めたケースが7%ありました。2回目の会員調査では、健康保険証の券面に記載された窓口負担割合とオンライン資格確認で表示された窓口負担割合の相違があった事例が15%あったことも明らかになりました。</p> <p>そもそも健康保険証とは、強制加入である国民皆保険制度のもとでの受診券であり、同制度の運用に必要不可欠なインフラです。保険料の納付により自動的に手元に届くことで「無保険扱い」にならず、いつでも医療を受けるためのツールであり、国民生活に深く浸透しています。一方、マイナ保険証となるマイナンバーカード、同カード未取得者に新たに発行される「資格確認書」は、いずれも申請に基づく任意取得のツールです。強制加入である皆保険制度に必要な不可欠な健康保険証を任意のマイナンバーカードや資格確認書に置き換えることは、皆保険の理念・原理・</p>			

原則に反するものです。また、前述の「無保険扱い」を頻発させるデータ不備など、患者・地域住民の受療権を阻害する危険をはらんでいます。

国民健康保険の管理業務を担う自治体事務の現場からは、「無保険扱い」が生ずる危険性や実務の負担増などを懸念する声が上がっています。6月20日、神奈川県下の国民健康保険・後期高齢者医療制度の主管課長等一同より、厚生労働省保険局長あてに「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する要望書」が提出されています。要望書では、「無保険扱い」が生ずる危険性や国保実務の煩雑化の懸念などを指摘し、新たな「資格確認証」の様式や交付ルールなどを現行の健康保険証に準じたものにするよう求めています。

この他、9割超の高齢者施設が、入所者のマイナンバーカード（暗証番号を含む）の管理に不安を抱えていることが、当会調査で判明しています。

こうした患者・地域住民、医療機関、自治体現場、介護現場が抱える問題や懸念は、健康保険証を廃止せず継続することで解消されるものばかりです。また、制度やシステムの正確性や安全運用を見ず、国民の理解・賛同も得られない中で、現行の（紙の）健康保険証を廃止することは妥当ではないと判断します。

貴議会におかれましては、地方自治法第99条の規定により、現行の（紙の）健康保険証の存続を求める意見書を国へ提出していただきますよう陳情いたします。

以上

陳情番号	17	付議年月日	5. 11. 16
件名	健康保険証廃止の中止などを求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館3階 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古岡孝広		
<p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>健康保険証の廃止により健康保険証が持てず、保険診療を受け入れられない人が生じないように、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化について、中止を含め見直すことを強く要望する。</p> <p>マイナンバーカードをめぐる問題が続出するなか、マイナンバーカードと健康保険証の一体化などを盛り込んだ、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正する法律案が、令和5年6月2日の参議院本会議で可決、成立した。</p> <p>マイナンバーカードの取得は任意とされてきたにもかかわらず、健康保険証を一体化させることによって、マイナンバーカードの利用を国民に強制することにつながる重大な方針転換であるが、法律の可決後も個人情報に関わる問題などが次々と明らかになっており、十分な審議が尽くされたとは到底思えない。</p> <p>健康保険証の廃止に対する反対の世論が高まる中、共同通信社が実施した全国電話世論調査によると、現在の健康保険証を廃止しマイナンバーカードに一体化する政府方針に関し、延期や撤回を求める声が計72.1%に上ったと報道されている。また、保険医団体連合会が行った健康保険証の廃止に伴う高齢者施設等への影響調査によると、9割以上の施設で利用者のマイナンバーカードの管理ができないと回答している。</p> <p>健康保険証の廃止は、国民皆保険制度の根幹を破壊する重大問題に発展しかねず、政府の冷静な判断が求められる。</p> <p>よって、国においては、健康保険証の廃止により健康保険証を持てず、保険診療を受けられない人が生じないように、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化について、中止を含め見直すことを強く要望する。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。</p> <p><b>【陳情項目】</b></p> <p>一 現行の保険証を残すこと。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			

# 兩局共管陳情

陳情番号	14	付議年月日	5. 11. 16
件名	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館3階 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古岡孝広		
<p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。</p> <p>日本医労連・全大教・自治労連で取り組んだ「2022年看護職員の労働実態調査」結果では、仕事を辞めたいと「いつも思う」と「ときどき思う」の合計は8割にものぼり、仕事を辞めたい理由（3つまで選択）では、「人手不足で仕事がきつい」6割、「賃金が安い」4割、「思うように休暇が取れない」3割、「夜勤が辛い」2割、「思うような看護ができず仕事の達成感がない」2割などと続きました。</p> <p>毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減も必要です。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。</p> <p><b>【陳情項目】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。</li> <li>医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。       <ol style="list-style-type: none"> <li>労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。</li> <li>夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。</li> <li>介護施設や有床診療所等で行われている1人夜勤体制をなくし、複数夜勤体制とすること。</li> </ol> </li> <li>新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。</li> <li>患者・利用者の負担を軽減すること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">以上</p>			

陳情番号	15	付議年月日	5. 11. 16
件名	国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館3階 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古岡孝広		
<p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2022年10月からは診療報酬と介護報酬の臨時改定を行い、「看護職員処遇改善評価料」と「介護職員等ベースアップ等支援加算」を新設しました。4年目に突入したコロナ禍において、自らの感染リスクや様々な行動制限に耐え、必死に国民のいのちと健康を守るために奮闘してきたケア労働者に対し、処遇改善の必要性を明言して賃上げ補助を行った政府の姿勢に対しては一定の評価をするものです。</p> <p>しかし賃上げ対象を限定してしまったため、本来、チームワークが強く求められる医療現場や介護現場に差別を持ち込み、不団結を生み出しています。とりわけ、「看護職員処遇改善評価料」においては、就労看護師約166万人の35%程度である57万人しか対象にならず、施設数でみれば、17万8千余りある医療施設の内対象は2720施設とわずか1.5%程度に過ぎません。コロナ禍において国民のいのちや健康を守るために必死に奮闘してきたのは、一部に限った施設や職種だけではありません。更に、40年ぶりの物価高騰を背景に、2023年春闘では、経団連が大幅な賃上げは企業の社会的責務だとし、人材獲得の観点から大幅賃上げを表明する企業や、労使交渉で労働組合の要求に満額で応える大手企業が相次ぎました。政府が「物価上昇を超える賃上げ」を求め、原材料費などのコスト増を価格に転嫁するよう呼び掛けたことも、中小企業の賃上げを後押ししました。しかし、国が決める公定価格で運営している医療機関や介護施設等は、様々なモノやサービスの値上げを価格転嫁できず、賃上げに必要な財源の確保が困難で、今春闘の賃上げの流れから取り残されています。政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、すべてのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策にするべきです。そのためには、医療・介護施設への経済的援助の拡充も必要であり、国からの感染症病床の拡充要請に応えるために医療機能を変更してまで体制を整え、その病床が埋まらなかったから補助金返還を強要する対応は本末転倒です。そして、診療報酬・介護報酬・障害報酬の抜本的な引き上げと同時に患者・利用者負担軽減策も実施するべきです。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。</p> <p><b>【陳情項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。</li> <li>一 すべての医療機関や介護施設に行き渡る物価高騰支援策を拡充すること。 以上</li> </ul>			

陳情番号	23	付議年月日	5. 12. 1
件名	障がい福祉における「真の地域福祉の実現」と「県立中井やまゆり園の地方独立行政法人化等の慎重な検討」を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	大和市深見台1-5-21 これからの県立施設を考える会 安 西 弘		
I 陳情の要旨			
<p>1 県が責任を持って「真の地域福祉の実現」をするようにして下さい。 現在の神奈川県において、どんな障がいがあっても安心して豊かに暮らせる地域が実現出来ているとは言えない実態があります。 神奈川県の地域福祉水準を引き上げるには、県の果たす役割も重要であり、県下市町村と福祉事業者への実質的に効果ある県の支援が早急に必要です。 先に制定された「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」の「第4条（県の責務）」では、「県は、前条に定める基本理念にのっとり、当事者目線の障害福祉に関する総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。」と規定しています。</p> <p>そこで、以下の事項を早急に県が実施するようお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県内の障がい当事者が望む生活の場と現在の生活状況等に関する実態調査。</li> <li>(2) 県内の障がい当事者が県外施設に入所及び県内外精神病院に入院している実態調査。</li> <li>(3) 県内の福祉サービス事業所の利用者状況、及び、サービスの質、職員労働条件、虐待の有無等に関する実態調査。</li> <li>(4) 全ての県立障害者支援施設の規模縮小に伴い、新規入所が停止（一部は継続）される可能性があるため、障がい当事者の入居ニーズに応えられる受け皿の早急で十分な整備。</li> <li>(5) 地域福祉推進のための神奈川県独自の市町村負担のない助成制度の策定と実施。</li> <li>(6) 国への福祉サービス報酬制度改善の意見書を提出。</li> </ol> <p>2 県立中井やまゆり園の地方独立行政法人化、及び他の県立施設の民間移譲は慎重に検討して下さい。 現在、神奈川県知事は、県直営の障害者支援施設「中井やまゆり園」を「地方独立行政法人」に移行させる方向で考えているとのことですが、独立行政法人にした場合には、指定管理者制度のような指定期間制限はなくなりますが、県の指導監督の不十分さ、運営交付金が十分に継続するか、などの様々な懸念や不安があります。 厚生常任委員会においても、同じ組織形態の県立病院機構を巡る情報開示の不十分さが指摘されたり、閉鎖性が強まって県の監視が行き届かなくなる懸念が示されていると聞いております。 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」の「第20条（生涯にわたる障害者への支援体制の整備）」では、「県は、障害者が生涯にわたり必要な支援を切れ目なく受けることができる体制の整備に努める。」と規定しています。 神奈川県立障害者支援施設は、今も待機者が多く、また「地域生活支援型施設」の核として地域福祉推進にも重要な役割があり、更なる役割・機能の拡充も期待されています。例えば、「強度行動障害」の状態にある人たちの緊急一時入所や集中的な有期限支援、適切な支援方法の研究、地域福祉サービス事業所や行政機関職員への研修・人材育成などです。 県立施設は県民の共有財産でもあります。民間へ移譲することで、これまで担ってきた役割機能はきちんと引き継がれるのでしょうか。県所管域と各障害保健福祉圏域の地域福祉を支える重要拠点として再整備するとともに、地方独立行政法人化や民間移譲など、その運営形態の変更については当事者、家族会、地域生活を支える相談支援や通所系の事業所、児童部門に関しては児童相談所、そして県民の意見も十分に反映した慎重な検討を是非お願い</p>			

たします。

また、民間移譲に当たっては、移譲先の選定方法について、指定管理実績だけでなく、プロポーザルによる選定など透明性のある選定方法の検討をお願いいたします。

## II 陳情の理由

1 直近の将来展望検討委員会など、これまでに県が主催した有識者会議では、県立障害者支援施設の諸問題については議論されてきましたが、他方で、県内の地域福祉を担う様々な福祉サービス事業所については具体的な調査や問題点の分析がなされませんでした。肝要なのは地域での障害者の生活の場とその生活を支えるサービス提供の基盤整備です。このような地域における基盤整備を始めとした地域福祉推進についても県の果たす役割や責任があると考えます。

2 現在、神奈川県直営の中井やまゆり園改革を進めるため、新規入所を数年前から停止し、今後も停止継続されるとのことです。

「県立障害者支援施設の方向性ビジョン（素案）」の中では、中井やまゆり園（定員140名）以外の県立障害者施設（三浦しらとり園：定員112名、さがみ緑風園：定員80名、厚木精華園：定員112名）も小規模化し民間移譲を進めると記載してあります。

また、「今後方向性を検討」する3施設の内でもまだ小規模化していない愛名やまゆり園（定員120名）も、津久井やまゆり園・芹が谷やまゆり園と同様の60人規模に小規模化した再整備が行われるそうです。

その結果は、これから小規模化する全ての県立施設が「新規入所停止」状況になるわけです。

地域福祉の基盤がぜい弱な神奈川県現状の中で、自宅での生活が難しい重度障がいのある当事者は、県内の入所施設もグループホームも利用できず、やむを得ず、県外施設や精神病院に入所・入院している実態がある中で、それが更に増大することが懸念されます。県の性急な施策展開は、逆に神奈川県障がい福祉を混乱させる恐れがあります。

3 現在、神奈川県は、県直営の中井やまゆり園改革を進めるための「支援アクションプラン」を今年度から3年間の予定でスタートさせています。しかし、今年12月には「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」を公表することを明言しており、そこでは「地方独立行政法人」化が検討されています。

これはタイムスケジュール的にも矛盾しています。3年間の改革に取り組み始めたばかりの職員からすれば、その成果を検証する前の今年中には、直営維持が県の方針で否定されることになるからです。改革に取り組んでいる現場職員のモチベーションはどうなるのでしょうか。

4 地方独立行政法人化した障害者支援施設は全国的にもほとんど存在していません。評価に足る実績等、エビデンスに関わる情報が十分でないままに行われる運営形態の変更は、県行政の立場だけでなく、福祉施設運営管理論等の立場からの専門的知見も含め、慎重に議論を尽くすべき問題だと考えます。

また、民間移譲についても、その理由として、県立施設が県の広域的施策である障害保健福祉圏域の中核的役割を果たしてきているにもかかわらず、「広域的な連携体制の構築に制約がある」として移譲の理由とされるなど不可解な説明もあります。

三浦しらとり園の児童部門については、「県所管域の障がい児の受け皿としても機能」していると評価されながら、「県立施設としての役割が低下している」との矛盾した説明すらなされています。このように「移譲ありき」の無理のある説明に、当事者の家族、児童相談所はじめ関係機関、関係者の方々の理解は十分得られているのでしょうか。

また、移譲先の選定方法に関する説明もなされていません。移譲先の選定に当たっては、指定管理実績だけでなく、施設利用する当事者、家族会、地域生活を支える相談支援や通所系の事業所等の関係者、そして県民の意見を反映し、透明性のある選定が行われる必要があると考えます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。